

千葉県立大多喜県民の森指定管理者募集要項

千葉県立大多喜県民の森の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

千葉県立大多喜県民の森（以下「大多喜県民の森」という。）

(2) 所在地

夷隅郡大多喜町大多喜486番21号

(3) 施設の沿革、役割等

大多喜県民の森は、昭和60年4月に千葉県における6番目の県民の森として開園し、房総丘陵の豊かな自然と大多喜町の特産である竹笹と調和した自然を多くの県民に親しんでいただき、健康の増進及び青少年の健全な育成を図ることを目的とします。

(4) 施設概要

区域面積 61ha、遊歩道7.0km（別紙参考資料案内図のとおり）

（ビジターセンター、竹工芸センター、研修棟、野鳥観察舎、竹の情報館、竹笹園、芝生広場、駐車場、東屋ほか、別紙参考資料施設一覧、備品台帳のとおり）

(5) 開園時間及び休園日等

開園時間は午前9時から午後4時30分まで。また、休園日は12月29日から翌年1月3日までとします。

ただし、特に必要があるときは、知事の承認を受けて変更することができます。

（注） 宿泊施設やその他利用時間を別途定めた場合には、上記時間を超えた対応が必要となります。

(6) 施設利用者数（別紙参考資料施設利用者数のとおり）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
202千人	191千人	189千人

(7) 収支状況

平成27年度～平成29年度の状況

別紙参考資料施設利用料等、収支決算、イベント実施実績のとおり

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設等の運営に関する業務

- ① 県民の森施設の供用に関する業務
- ② 県民の森施設のうち、利用の承認を受けなければならない施設の利用の承認に関する業務
- ③ 有料施設の利用料金の設定及び收受等に関する業務
- ④ 野外活動に関する助言に関する業務
- ⑤ 自然保護に関する指導助言に関する業務
- ⑥ 利用者へのサービスの提供に関する業務
- ⑦ 利用者の安全確保に関する業務
- ⑧ 県民の森施設区域内における行為の許可に関する業務
- ⑨ 県民の森施設の運営について知事への協議及び報告に関する業務

(2) 施設等の管理に関する業務

- ① 県民の森施設の維持管理に関する業務
- ② 県民の森施設の維持管理について知事への協議及び報告に関する業務

(3) その他の業務

- ① 地域振興及び地域との連携に関する業務
- ② その他、県民の森施設の運営、維持管理上必要な業務。
- ③ 指定期間開始に当たっての前管理者からの引継業務、及び指定期間終了に当たっての次期指定管理者への引継業務。

3 業務の基準

(1) 大多喜県民の森の管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。

- ① 地方自治法
- ② 旅館業法
- ③ 千葉県の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ④ 千葉県立県民の森設置管理条例、千葉県立県民の森管理規則
- ⑤ 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
- ⑥ その他関連法規

なお、指定管理者が大多喜県民の森の利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。

(2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、大多喜県民の森の施設内において、自らの企画提案により、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができるが、自主事業は大多喜県民の森の設置目的の達成に資すると認められ、かつ、指定管理業務を妨げないものとする。また、事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。

(3) 大多喜県民の森の管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。

(4) 大多喜県民の森の指定管理者が作成し、又は取得した文書（大多喜県民の森の管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに県に報告し了承を得る。）

(5) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。

(6) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、大多喜県民の森の管理の業務

に係る個人情報について、千葉県個人情報保護条例第 53 条の規定に基づく「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」に基づき適正に取り扱うこと。

- (7) 指定管理者が行う大多喜県民の森の利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第 4 章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。
- (8) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (9) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取り組みを実施すること。
- (10) 業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (11) 指定管理者が行う業務の詳細については、千葉県立県民の森管理業務仕様書によること。

4 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 会社更生法、民事再生法等による手続をしている団体でないこと。
- ② 直近 1 年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ④ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑤ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- ⑥ 千葉県内に事務所を有するなど、緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を整備できること。
- ⑦ 管理開始までに防火管理者（甲種）を配置できること。（グループで応募する場合は、

代表者又は構成員となる法人等いずれかから1名配置できること)

(2) グループ応募

大多喜県民の森のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ(共同体)応募届(様式第3号)、グループ(共同体)構成団体業務分担表(様式第4号)、グループ(共同体)協定書(様式第5号)を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

(3) 複数施設への応募

平成30年度千葉県指定管理者公募施設の複数に応募する場合は、応募施設を全て管理することができる計画で応募してください。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定申請書(千葉県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成16年千葉県規則第52号)別記様式)

(2) 事業計画書(様式第1号、1号の2～4)

(3) 関係書類

- ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類
- ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ④ 法人登記簿謄本及び印鑑証明書(法人のみ)
- ⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税(本店及び県内事業所にかかるもの)の各納税証明書(直近1年間)
- ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
- ⑧ 本要項5応募(1)①～⑦の全てを満たす旨の宣誓書(様式第2号)
- ⑨ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。
 - ・グループ(共同体)応募届(様式第3号)
 - ・グループ(共同体)構成団体業務分担表(様式第4号)
 - ・グループ(共同体)協定書(様式第5号)

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本14部(副本は複写可)とします。

7 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

ア) 事業計画・収支計画

- ・現在の税制改正関連法の下では、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税にかかる税率（以下「消費税率」という。）が10%に引き上げられることとなっているため、提案にあたっては平成31年4月から9月までは消費税率8%、平成31年10月から平成32年3月及び平成32年度以降は消費税率10%で策定してください。

イ) 利用料金

- ・大多喜県民の森の利用に係る料金は指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。
- ・消費税率が10%に引き上げられた場合、利用料金単価の範囲（試算）は別紙消費税増税に伴う施設利用料金についてのおりとなります。
- ・ただし、条例の改正によっては、消費税率引上げ後の利用料金単価の範囲が別紙消費税増税に伴う施設利用料金についてのおりとならない場合がありますので、その場合には別途協議することとします。

ウ) 千葉県負担

- ・管理業務に係る千葉県負担については、以下の参考金額以内として申請してください。
- ・なお、以下の参考金額についても、消費税率の引上げを考慮した額としています。
- ・今後の法改正により消費税率が予定どおり10%に引き上げられない場合には、別途協議により、消費税率10%での収支計画を基に、実際の消費税率を踏まえて、所要の調整を行ったものを協定金額とします。（消費税率の引き上げが延期された場合、引き上げまでの間の消費税率を8%に調整した金額を協定金額とします。）

(参考金額)

平成31年度	31,300千円	(9月まで消費税8%、10月から10%)
平成32年度	31,600千円	(消費税10%)
平成33年度	31,600千円	(〃)
平成34年度	31,600千円	(〃)
平成35年度	31,600千円	(〃)
計	157,700千円	

エ) 危険負担

- ・上記のほか、指定管理者と千葉県との危険負担は、千葉県立県民の森管理業務仕様書別記4危険負担表のとおりとします。

(2) 指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

現時点で、予定はありません

(3) 運営上の課題

開園から33年経過しており、経年劣化した施設や備品等があります。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 平成30年8月1日（水）から平成30年8月13日（月）まで
- ② 受付方法 質問書（様式第6号）に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX043-225-7448 E-Mail rin_mori@mz.pref.chiba.lg.jp

9 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- ① 開催日時 平成30年8月2日(木) 午後1時30分から2時間程度
- ② 開催場所 大多喜県民の森管理事務所
- ③ 連絡先 千葉県農林水産部森林課県有林班 TEL043-223-2947

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県農林水産部森林課県有林班(県庁本庁舎16階)
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-223-2947
- (2) 提出期間 平成30年9月3日(月)から平成30年9月18日(火)まで(県の休日を除く)の午前8時30分から午後5時までとします。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

11 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに別表1千葉県立県民の森指定管理者審査基準に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者(候補者)選定委員会において候補者を選定します。
- (2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。(時間、場所については申請者に後日連絡します。)
- (3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類(上記6、(3)関係書類、様式第3号以下)に基づき、別表2グループ応募に係る団体審査基準に沿って、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 本募集要項5(1)応募資格①~⑦のいずれかの条件を欠いたとき。
- ⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

14 選定結果

選定委員会で候補者に選定された団体については、平成30年10月下旬に千葉県ホームページに掲載します。また、選定結果の詳細については、平成30年11月中旬頃に千葉

県ホームページに掲載します。

15 指定管理者の決定及び協定

- (1) 指定管理者は平成30年12月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

16 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

平成30年	7月18日(水)	募集要項公表・配布開始
	8月1日(水)	質問事項受付開始
	8月2日(木)	現地説明会
	8月13日(月)	質問事項締切
	8月24日(金)	回答期限
	9月3日(月)	申請書受付開始
	9月18日(火)	申請書提出期限
		※書留郵便による提出の場合は必着
	10月上旬	プレゼンテーション
		外部有識者等からの意見聴取
	10月下旬	選定委員会で候補者の審査・選定、選定団体の公表
		選定結果の公表
	12月	指定管理者の議決
		指定管理者の指定
平成31年	1月～2月	協定書の締結
	3月	管理業務の引継ぎ
平成31年	4月1日	指定管理者による管理開始

17 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後60日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類（複写物を含む）は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「5 応募（1）⑤」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。